(特別管理)産業廃棄物収集・運搬及び処分に関する特約条項

(法令の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)を遵守するものとする。

(受託者の事業範囲)

第2条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

◎収集運搬に関する事業範囲	
〔産業廃棄物〕	
許可都道府県・政令市:	許可都道府県·政令市:
許可の有効期限:	許可の有効期限:
事 業 範 囲:	事 業 範 囲:
許 可 の 条 件:	
許 可 番 号:	許 可 番 号:
〔特別管理産業廃棄物〕	
許可都道府県・政令市:	許可都道府県·政令市:
許可の有効期限:	許可の有効期限:
事 業 範 囲:	
許 可 の 条 件:	
許 可 番 号:	
◎処分に関する事業範囲	
〔産業廃棄物〕	〔特別管理産業廃棄物〕
許可都道府県・政令市:	許可都道府県・政令市:
許可の有効期限:	_ 許 可 の 有 効 期 限:
事 業 区 分:	
産業廃棄物の種類:	
許 可 の 条 件:	_ 許 可 の 条 件:
許 可 番 号:	許 可 番 号:

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託料)

第3条 委託者が、受託者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び業務委託 料は、次のとおりとする。

◎収集・運	搬に関する	種類、数量及	び契約金額		
種	類	: 別紙仕村			
数	量	: 別紙仕村			
業	務委託料	:金			円_
		(うち取引に	「係る消費税及び地方消費	脱の額	円)
◎処分に関	する種類、	数量及び契約	金額		
種	類	:別紙仕村			
数	量	: 別紙仕村			
			-		円
			二係る消費税及び地方消費		円)
(中間処分	の場所、方	法及び処理能	[力]		
			どされた第3条の産業廃 棄	·	処分する。
所 在					
処分のこ					
(最終処分	の場所、方	法及び処理能	巨力)		
第5条 委	託者から、	受託者に委託	だされた産業廃棄物の最終 	処分(予定)を	欠のとおりとする。
	事業場の	2名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(収集・運搬過程における積替保管) (注:契約の実情に応じて下記の①②③のいずれかを選択すること)

第6条

- ①受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、 頭書で定める履行期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、

他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。

③受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、 頭書で定める履行期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受託者は本契約に係る 産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。

積替保管施設に搬入でき	る産業廃棄物の種類:	
積替保管施設の所在地:		
積替保管施設の保管上限	:	

(適正処理に必要な情報の提供)

第7条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程 … 浜松市立小学校、中学校、幼稚園から発生(別紙のとおり)
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿 … 性状:液体・個体 荷姿:バラ
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 … 特になし
- (4) 混合等により生ずる支障 ・・・ 特になし
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 · · · 無
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項・・・・無
- (7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合・・・・無
- (8) その他取扱いの注意事項 … 対象に特定有害産業廃棄物である鉛あり
- 2 委託者は、この契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(委託業務完了報告)

第8条 受託者は委託者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を提出するとともに、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、 (積替保管を経由する場合には、B4票、B6票)、処分業務についてはマニフェストD票、E票 又は電子マニフェストの運搬終了報告、処分終了報告及び最終処分終了報告の紙出力を作成し、委

託者に提出する。

(業務の一時停止)

- 第9条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、 業務を一時停止し、直ちに委託者に当該事由の内容及び、委託者における影響が最小限となる措 置を講ずる旨を書面により通知する。委託者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととす る。
- 2 委託者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を 講ずるものとする。

(契約解除の場合の措置)

- 第10条 委託者又は受託者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者又は受託者は、次の措置を講じなければならない
 - (1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬もしくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。